

公文健康保険組合 理事長 様

誓 約 書

平成 年 月 日 事故発生場所()において
加害者()の不法行為により被害者()の被った傷病につ
いて、健康保険法の規定による保険給付を受けた者が、加害者に対して有する損害賠償請求権
を健康保険法第57条の規定により、その価額の限度において代位請求があった場合は、過失責
任割合相当分の費用を支払うことを連帯保証人と共に署名押印の上、誓約します。

平成 年 月 日

加害者 住 所 〒 _____

電話番号 _____

氏 名 _____ 印

連帯保証人 住 所 〒 _____

電話番号 _____

氏 名 _____ 印

健康保険法第57条

健康保険組合が医療機関に支払った治療費は、本来加害者が支払うべきものです。それを健康保険組合が加害者に代わって立替払いし、後日、健康保険組合が加害者側(保険会社等)に対して、治療に要した費用を請求することになります。従って、被害者が加害者に対して有する損害賠償請求権のうち、保険給付を受けた限度内については、自動的に健康保険組合に移ります。